

退職者の組合員継続加入に関する取扱要綱

退職者の組合員継続加入について、定款および退職者の組合員継続加入に関する規則に基づき、この取扱要綱を定める。

、組合員資格（定款第6条第2項に該当する組合員の取扱について）

1、継続加入申込み手続き

（1）継続加入手続き

組合員が退職し継続加入を希望する場合は「継続加入（継続組合員）申請書」により受け付け、理事会で承認を得る。

（2）承認後の手続き

継続組合員の承認通知を送付すると共に、G - N E T口座引落手続き用紙を送付する。

（3）現況確認方法

出資金残高通知や利用明細送付、チラシ送付希望確認の際に現況確認を行う。

行方不明の場合は、公告により住所変更の催告を行う。ただし、二事業年度連続して所在確認を行った後は、12月1日を基準日として、みなし自由脱退者として事務所の店頭にて公告する。

みなし自由脱退者の出資金払戻請求権の消滅は、定款第10条第2項、第11条の規定による組合員資格の喪失の時から2年後に払戻請求権は時効となる。

2、出資金の取扱について以下の二つより選択する。

退職時の出資金全額をそのまま継続する。

出資口数1口以上を出資として留保し、残余金を返還する。

3、組合員番号・組合員証カード

（1）組合員番号は退職時の組合員番号の頭1桁をTとし、組合員証カードは継続して利用する。

（2）再任用者の組合員番号は、県で定める再任用職員番号とし、組合員証カードはその番号で再発行する。

4、継続の意思確認

2年に一度、継続の意思確認を行う。更新に際しては、改めて「継続加入（継続組合員）申請書」を提出する。

5、脱退

（1）継続の意思確認の際に、脱退を希望する場合は「脱退届出書兼出資金払戻申請書」により受け付ける。出資金は、「脱退届出書兼出資金払戻申請書」に記載の組合員指定口座に7月末日付けにて全額返還する。

（2）定款第10条2項および第11条2項3項の場合についても継続組合員資格を喪失し、脱退手続きを行う。

6、支払方法

原則として年金の振り込まれる預金口座からG - N E T預金振替により支払うこととする。ただし再任用者の任用期間中は給与控除とする。

利用できる学校生協事業の範囲

継続組合員は以下の基準により学校生協事業を利用できる。ただし、再任用組合員の任用期間中は現職時と同様の事業が利用できる。

(1) チラシ・カタログ等自主供給事業

配付基準

希望者配付とする。

企画内容

通常の企画・カタログの配付とする。また、退職者向けチラシ企画を実施する。

配付期間

原則6ヶ月継続して配付する。この間利用がない場合は、以降配付を停止する。なお、2年に一度の組合員継続加入の意思確認時において配付希望の確認を行う。

(2) 斡旋事業

指定店及び提携店については、原則分割払い以外で購入することが出来る。指定店及び提携店による現金扱いまたは集金扱いおよび1回払い

カード関係

ガソリンカード・組合員証カードは現職時と同様に利用できる。

(3) 保険・共済事業

グループ保険制度については、退職時の契約期間の満了日まで継続ができる。

月払い団体生命保険料については、団体扱いの規定外となるため退職後の取扱はできない。

損害保険（自動車・火災・傷害保険）は学校用品株式会社にて継続利用ができる。

教職員共済については、教職員共済で認める範囲で引き続き利用ができる。

2006年12月8日制定

2010年10月1日改正

2013年11月29日一部改正